緩和ケアを 知っていますか

がんと上手につきあっていくために

発行

公益財団法人 がん研究振興財団 Foundation for Promotion of Cancer Research 〒104-0045 東京都中央区築地5丁目 1-1 国際研究交流会館内 TEL (03) 3543-0332 ホームページ http://www.fpcr.or.jp/ 本パンフレットからの無断転載・複製は固くお断りします。

公益財団法人がん研究振興財団



CONTENTS

はじめに がんの患者さんに見られるつらさにはどんなものがありますか?
第1章 緩和ケアとは 5 緩和ケアってなんですか? 緩和ケアではどのような治療を受けることができますか? 緩和ケアはどこで受けられますか?
第2章 緩和ケアチーム 緩和ケアチームって? 緩和ケアチームにはどのような人がいるのですか? 緩和ケアチームの費用 緩和ケアチームの診療を受けるにはどうすればいいでしょうか? 退院してからも継続して緩和ケアチームの診療を受けられますか?
第3章 緩和ケア病棟(ホスピス) 緩和ケア病棟の特色 緩和ケア病棟の費用 緩和ケア病棟への入院を希望する場合にはどうしたらよいでしょうか? 緩和ケア病棟はどのように活用したらよいでしょうか?
第4章 在宅緩和ケア13Point 1患者さんご自身が自宅で過ごすことを望んでいますか?Point 2ご家族は患者さんが自宅で過ごすことを望んでいますか?Point 3困った時に支援してくれる仲間を作りましょうPoint 4自宅に来てもらえる医師を探しましょう(在宅療養支援診療所)Point 5訪問看護を利用しましょうPoint 6お薬について薬剤師に相談してみましょうPoint 7入院できる病院について相談しましょう在宅緩和ケアの費用
第5章その他のサービス18介護保険 介護休業(介護休暇)

 $\mathbf{2}$

はじめに

「緩和ケア」と聞くと、みなさんはどのようなイメージをお持ちでしょうか。

「緩和ケア」とは、身体的な苦痛や気持ちのつらさを少しでも和らげるための支援を行い、患者さんが"その人らしく"過ごせるようにしていく医療です。緩和ケアはがんという病気の状態や時期に関係なく、診断されたときから療養の経過を通じていつでも受けることができます。

がんの診断から治療、そしてその後も含めて、生活していく中で、少しでもつらさが少なくなるように支援することが緩和ケアです。

「緩和ケア」は様々な職種の医療従事者や専門家がチームとなって活動しています。また、患者さんだけではなく、ご家族の方々も支援の対象となります。

この小冊子では、緩和ケアの全体像を理解していただくとともに、患者さんが受けられる緩和ケアについてなるべくわかりやすく説明しています。また、この冊子は患者さんだけでなく、ご家族や周囲の方々にも読んでいただければと思います。

がんの患者さんに見られるつらさにはどんなものがありますか?

病気になると様々な不快な身体の症状が現れることがあります。がんの患者さんでは、痛みやしびれ、倦怠感、食欲低下、便秘や下痢、吐き気や嘔吐、息苦しさなどの症状が表れることがあります。 どの症状が出るのかはその時の病気の状態によって違います。また、すべての症状ががんによって生じているとは限りません。長く寝ていることで起こる腰痛や、もともとあった偏頭痛などの持病の症状が加わることもあります。緩和ケアでは、これら患者さんにとって苦痛となる症状すべてを治療の対象にしています。

身体的な苦痛に加えて気持ちのつらさも起こることがあります。落ち込んだり、悲しくなったり、 イライラする、どうしていいかわからないなどは多くの方が経験されますし、眠れないなども比較 的多い症状です。

治療のための通院や入院によって、家事や仕事、人間関係などにも影響があるでしょう。先々の 治療費や収入の変化も心配になることが多いと思います。

身体的な苦痛や気持ちのつらさ、生活にまつわる心配ごとがある場合には、**自分だけで悩まない**で、早い時期に主治医や看護師などに相談することが大切です。



3

緩和ケアってなんですか?

がんによって生じる様々な身体的な苦痛や気持ちのつらさに対処していくことは、がん自体の治 療と同じように大切なことです。緩和ケアとは、「がんに伴う身体や気持ちの問題を、単に病気に 対する治療としてだけではなく、社会生活なども含めて全人的に患者さんを支える」医療のあり方 です。(図2)がんの治療の側面ばかりでなく、個々の患者さんがその人らしく生きられるように 支えることを目的とします。世界保健機関(WHO)では、緩和ケアは、がんが進行した段階だけ ではなく、初めてがんと診断された早い時期から、がんの治療と並行して行われるべきものとして います。(図1) 例えば、痛みが強かったり、不安や気分の落ち込みがひどいままではがんの治療自 体がつらいものになってしまいます。このようなときは、緩和ケアでつらさを緩和しながら、がん の治療を受けることができます。また、がんの治療が難しい時期であっても、患者さんの生活が保 たれるように緩和ケアとしての様々な治療や支援が可能です。

緩和ケアではどのような治療を受けることができますか?

がんの治療時期にかかわらず、身体的な苦痛や気持ちのつらさを和らげるために行う支援が緩和 ケアです。例えば、痛み、息苦しさ、食欲低下など身体的な苦痛に対する治療と気持ちのつらさに 対する治療も受けることができます。気持ちのつらさに対する治療では、お薬による治療のほかに カウンセリングなども行われます。

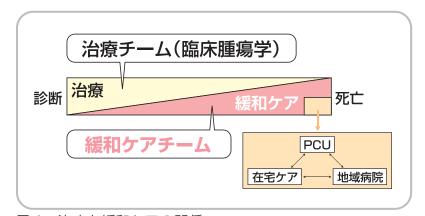


図1:治療と緩和ケアの関係

緩和ケアはどこで受けられますか?

まずは、現在困っている身体的な苦痛、気持ちのつらさなどについて診療を受けている病院、診 療所の医師、看護師にご相談下さい。医療従事者につらさを話すことが、緩和ケアを受けるための 第一歩です。主治医、看護師は患者さんの状態やご希望に合わせて直接対応するか、専門的緩和ケ アを紹介します。専門的緩和ケアとしては以下のものがあります。

1.緩和ケアチーム・緩和ケア外来による対応

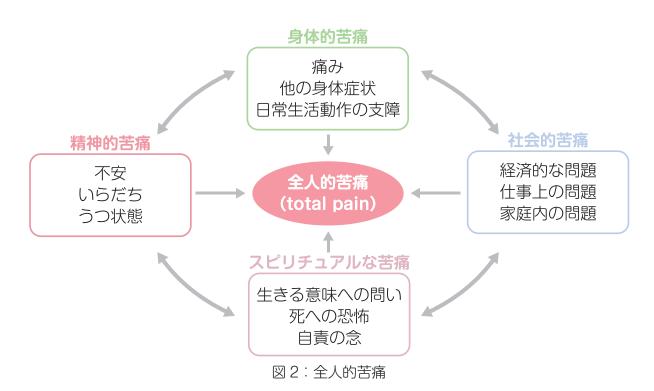
都道府県がん診療連携拠点病院や地域がん診療連携拠点病院の指定を受けているすべての医 療機関は、外来及び入院中の患者さんに対して専門的な緩和ケアを提供できる機能を必ず持つ ています。現在診療を受けている医療機関が地域がん診療連携拠点病院の指定を受けていない 場合でも緩和ケアチームが積極的に活動している医療機関もありますので、専門的な緩和ケア を受けることが可能かどうかを各医療機関におたずねください。

2. 緩和ケア病棟(ホスピス)

緩和ケア病棟はすべての病院にあるわけではありません。また、入院の基準や手続きが異な る場合がありますので、各医療機関の相談窓口におたずねください。

3.在宅緩和ケア

病院に入院することなく自宅で医療を受ける在宅医療でも、緩和ケアを積極的に取り入れる 診療所・訪問看護ステーションが増えています。地域によって受けられるサービスは異なりま すので、詳細については近隣のがん診療連携拠点病院の相談窓口におたずねください。



緩和ケアチームって?

緩和ケアチームは入院治療中に生じる様々な問題について支援するためのチームです。患者さん が入院している病室にうかがって診察・治療を行うサービスです。

治療中や治療の前後に「痛みが強くて眠れない」、「身の回りのことをするのもつらい」などと感 じることがあるかも知れません。痛みが長く続いたり、さらに強くなれば、「病気が悪化したので はないか?」「これからは苦しいつらい時間だけが待っているのではないか?」などと心配になっ たり、イライラしたり、食欲も落ちてしまうかも知れません。治療が一段落しても、これからの病 状の変化や生活のことが心配になったりもします。これらはひとつひとつが別々の問題として存在 しているのではなく、複数の問題が関連していることが特徴です。

緩和ケアチームでは、身体的な苦痛や気持ちのつらさ、ご家族が感じるつらさなどに幅広く多職 種で対応します。

緩和ケアチームにはどのような人がいるのですか?

緩和ケアチームには、以下のメンバーによるチームでの診療が行われます。

1)身体的な苦痛を担当する医師:

主に痛みや息苦しさ、吐き気など身体のつらい症状の緩和を担当します。

2)気持ちのつらさを担当するスタッフ:

精神科医や心療内科医あるいは心理士が、不安や気分の落ち込み、不眠、イライラなどの精 神的な症状を担当します。

3)看護師:

緩和ケアチームでの活動を専門的に行う看護師が、ケアや今後の療養生活などを含めて全体 的に対応します。

4)薬剤師:

多くの施設で、つらさを緩和する薬物療法に精通した薬剤師が活動しています。患者さんや ご家族への薬の説明の他、医師や看護師などに専門的なアドバイスも行っています。 また施設によっては、次のメンバーがチームに加わっています。

● 医療ソーシャルワーカー:

患者さんとご家族の生活全般を支援します。例えば、経済的なことや福祉制度の利用、退院 後の環境整備や転院などです。

身体の症状を担当する医師 心や精神面を担当するスタッフ 看護師

管理栄養士

薬剤師

ソーシャルワーカ-

理学療法士 心理療法士

その他:

リハビリテーションを担当する理学療法士、管理栄養士などが活動に参加している施設 もあります。

緩和ケアチームの費用

認可を受けた緩和ケアチームによる診療を受ける場合には、入院にかかる医療費などに加えて、 「緩和ケア診療加算」として1日当たり4,000円の医療費がかかります。3割負担の場合には、1 日当たり 4,000 円× 0.3=1,200 円になります。1 ヶ月の医療費(健康保険による医療費の自己負 担額の合計)が一定額以上になる場合には、高額医療費制度が適用されます。詳細は各医療機関の 相談窓口におたずねください。

緩和ケアチームの診療を受けるにはどうすればいいでしょうか?

各医療機関で受けることのできる緩和ケアについては、主治医や看護師、医療ソーシャルワーカー などにご相談ください。

退院してからも継続して緩和ケアチームの診療を受けられますか?

がん診療連携拠点病院においては、外来においても緩和ケアを提供する体制が整備されています。

緩和ケア病棟(ホスピス)

緩和ケア病棟は「ホスピス」とも呼ばれます。呼び方によって行われる治療やケアの内容に大き な違いはありません。ここでは混乱がないように緩和ケア病棟と書くようにします。緩和ケア病棟 は、がんの進行に伴う身体的な苦痛や気持ちのつらさがあり、がんを治すことを目標にした治療(抗 がん剤やホルモン療法、放射線治療あるいは手術による治療など)が困難であったり、あるいは希 望されない患者さんが対象となります。緩和ケア病棟では、緩和ケアを専門とする医師、看護師 のほか、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、理学療法士、管理栄養士、ボランティアなどが協力し て、患者さんとご家族の援助を行っています。

(緩和ケア病棟の特色)

●緩和ケア病棟では身体的な苦痛と気持ちのつらさの緩和に力をそそいでいます

身体的な苦痛と気持ちのつらさを和らげる方法や技術に精通した医師や看護師がいます。ま た、患者さんやご家族に生じる個々の問題にきめ細やかに対応します。



●苦痛を伴う検査や処置を少なくするようにしています

点滴や管を入れるなどの処置や検査は、つらい症状を和らげるために必要なものを行うよう にしており、その時のお体やお気持ちの状況に合わせて患者さんやご家族と相談しながら行 います。



●ご家族に対する支援も行っています

緩和ケアでは患者さんと同様にご家族への支援も大切な問題として行っています。つらいこ とや不安なことがあれば遠慮なくスタッフにお伝えください。症状によってはご家族に外来受 診をお勧めすることもあります。また緩和ケア病棟では、面会の方とくつろげる「デイルーム」 があります。医師やスタッフが協力して、少しでもご家族が患者さんと日常生活を楽しんだり、 変化を感じられるように工夫しています。



緩和ケア病棟(ホスピス) 緩和ケア病棟(ホスピス)

●面会の制限が少ない

ご家族や大切な方々が面会できるように、大部分の施設では面会時間の制限を設けていません。ペットが面会できる施設もあります。

●ご家族が過ごしやすい設備があります

病室は個室が多く、ご家族が患者さんのそばで宿泊できるソファーベッドなどを備えている 医療機関があります。また、ご家族が休息するための家族室、患者さんやご家族のために簡単 な料理ができるキッチン、ご家族が入浴できるお風呂なども備えています。

緩和ケア病棟の費用

「緩和ケア病棟」として認可を受けた施設の場合、医療費は定額制(室料を除く)になっています。 緩和ケア病棟の入院費は定額(包括医療費)と定められていて、最初の1ヶ月間は1日47,910円 と決められています。

例えば3割負担の場合に支払う医療費は、1日当たり47,910円×0.3=14,373円となります。 ただし、1ヶ月の医療費(健康保険による医療費の自己負担額の合計)が一定額以上になる場合には、 高額医療費制度が適用されます。医療費の他には、給食費、個室の差額ベッド代が必要な場合があ ります。差額ベッド代は施設によって異なりますが、どの施設にも無料の病室がありますので、医 師や看護師長、医療ソーシャルワーカーなどに相談されるとよいでしょう。

緩和ケア病棟への入院を希望する場合にはどうしたらよいでしょうか?

まずは、おかかりの病院の担当者にお問い合わせください。あるいは、外部の医療機関の紹介や連絡を取り合う「相談室」や「医療連携室」などの部門も多くの病院にあります。直接、緩和ケア病棟のある施設の代表番号に電話をして、「緩和ケア病棟の相談窓口につないでほしい」とお伝えください。電話番号や所在地の確認は国立がん研究センターのホームページをご参照ください。

http://ganjoho.jp/public/index.html

電話で状況を話して、緩和ケア外来受診の予約を取りましょう。緩和ケア外来受診の結果で、緩和ケア病棟の入院手続きをすることになります。

緩和ケア外来を受診するときは、主治医に紹介状を書いてもらい、検査結果なども一緒に持参する必要があります。また、病名や病状について、患者さんが知っていることを入院の条件にしている緩和ケア病棟もあれば、必ずしもそうではないところもありますので、ご心配なことは各施設またはがん診療連携拠点病院の相談支援センター窓口にご相談ください。

緩和ケア病棟はどのように活用したらよいでしょうか?

緩和ケア病棟の入院手続きをするとすぐに入院しなければならないわけではありません。一般の外来と同じように、緩和ケア外来を定期的に受診して、つらい症状を和らげる緩和ケアを受けながらご自宅での療養ができます。また、今までの病院で緩和ケアを受けながら、入院が必要と判断された時点で入院することもできます。

入院前の療養や受診についてはそれぞれの緩和ケア病棟におたずねください。

緩和ケア病棟へ入院すると退院ができないと誤解されている場合があります。しかし、痛みや息苦しさなどの症状が強くなり、ご自宅での療養が困難になった場合には入院してつらい症状を集中的に治療し、症状が緩和すれば、また自宅に戻ることができます。



最近、緩和ケアを受けながら自宅で療養する患者さんが少しずつ増えてきました。 誰もができることなら住み慣れた自宅で過ごしたいのではないでしょうか。

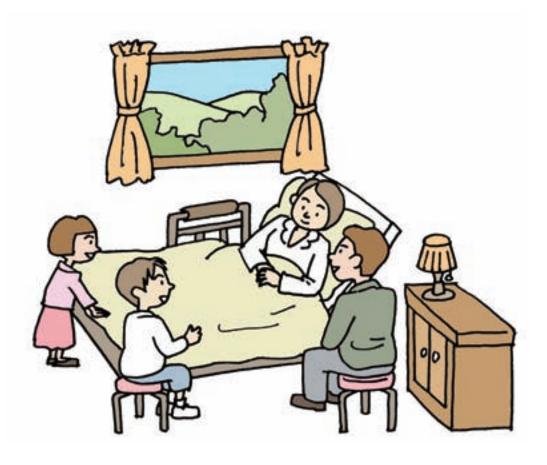
しかし、初めから無理だと考えたり、ご家族に負担をかけたくないという思いで、口に出せない 方も多いようです。ご家族も不安が大きいのは当然のことです。

在宅緩和ケアでも病院と同じように、医師、看護師、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、 ケアマネジャーなどのスタッフが在宅緩和ケアチームを作ります。そしてそのチームが病気をみるだ けではなく生活を支えるという視点を大切にし、家で療養する患者さんとそのご家族を支えます。

ここでは在宅で緩和ケアを受ける場合に、留意しておきたい事柄について考えてみます。

Point 患者さんご自身が自宅で過ごすことを望んでいますか?

これは最も重要な点です。まずは患者さんご自身が病院で過ごしたいと思っているのか、自宅 で過ごしたいと思っているのかをたずねてみてください。そして、次になぜそう思うのかも聞い てみてください。在宅緩和ケアの第一歩はご家族が患者さんの思いをよく聞き、理解することか ら始まります。



Point 2 ご家族は患者さんが自宅で過ごすことを望んでいますか?

これもとても重要な点です。自宅で過ごすということは、介護やケアについてある程度ご家族に 負担がかかるということです。それでも、家で過ごしたいという患者さんの希望をかなえてあげた

自信を持って介護できると言え るご家族は少ないでしょう。しか し、地域の医療機関のバックアッ プや介護保険のサービスを使うこ とで不安が軽減され自宅で介護し ていく中で少しずつ自信をもてる

えることも多いものです。

い気持ちがあるでしょうか?

ようになり、やってよかったと思

Point 🕄 📗 困った時に支援してくれる仲間を作りましょう

近くにいる家族、親戚、友人あるいはボランティアの人でも構いません。介護保険を利用して、 ヘルパーを依頼することもできます。

患者さんと一対一で向き合うことは身体だけでなく気持ちも疲れてしまうことがあります。一人 で抱え込むことはありません。たくさん仲間を作って、助け合いましょう。

少しご家族が息抜きをするため の時間を作ってくれる友人や親戚 がとても強い力になることもあり ます。

介護保険を利用することは、こ の仲間を増やすことにもつながり ます。「家族で何でもできるから、 まだ介護保険を使うのは早い」で はなく、少し先のことに目を向け て、早めに準備しましょう。



在宅緩和ケア 在宅緩和ケア

Point 4. 自宅に来てもらえる医師を探しましょう(在宅療養支援診療所)

まず、かかりつけ医に相談しましょう。**いつでも相談できる医師がいることが大きな支えになり** ます。かかりつけ医が往診できない場合には、今おかかりの病院の相談室などで自宅近隣の在宅支 援診療所を紹介してもらいましょう。

在宅療養支援診療所とは、定期的な訪問をして患者さんの普段の病状を把握したうえで24時間 電話連絡が可能で、必要があれば往診する体制をとっている診療所です。また、最期まで自宅で過 ごすことを支援する診療所も増えてきています。紹介された診療所がどこまでみてくれるのか、例

えば希望があれば自宅での 看取りにも対応できるか相 談してみましょう。



Point 5 訪問看護を利用しましょう

自宅療養では様々なケアを提供してくれる看護師は必要不可欠です。体調を確認し、自宅療養す る際の注意・工夫を教えてくれたり、アドバイスしてくれます。

在宅療養支援診療所が決まれば、同じ診療所から看護師が来てくれることもありますし、訪問看

護ステーションを紹介して くれることもあります。病院 側が、退院時に訪問看護ス テーションを紹介してくれ る場合もあります。

15-16



Point 6 お薬について薬剤師に相談してみましょう

自宅療養ではご家族が患者さんのことを心配して家を空けられないことがあります。点滴や栄養 剤が処方され、持ち帰ることが難しいこともあります。このようなとき**介護保険を利用すると、薬** 剤師がご自宅を訪問することができます。薬剤師はお薬を届けるだけではなく、効果や副作用を説

す。また、医師や看護師と相談しながら、 より安全で効果的なお薬の使いやすい方 法を提案したりします。お薬について気 になることがある時は、薬剤師にも相談

してみましょう。



Point / 入院できる病院について相談しましょう

自宅療養していると、病状が変化したり、療養期間が長くなったりして、ご家族だけの介護を続 けられなくなることがあります。このようなとき一時的に入院が必要となることがありますので、 かかりつけ医とよく話し合っておくことが大切です。在宅療養支援診療所であれば必ず病院と連携 しています。また、希望に応じて身体的な苦痛と気持ちのつらさのケアを専門とする緩和ケア病棟 に入院することもできます。在宅緩和ケアを受けながら事前に相談しておくと安心です。相談から 入院までの期間は病院によって異なります。

これらのポイントについて、今は特に 困っていないと思っていても一度は考え てみてください。そうすることで、いく つかの選択肢があることがお分かりいた だけると思います。不明な点があればが ん診療連携拠点病院にある相談支援セン ターや、現在おかかりの病院の医療ソー シャルワーカーなどにご相談ください。



15 16

12/12/05 16:42

在宅緩和ケア

第5章 その他のサービス

在宅緩和ケアの費用

在宅緩和ケアの費用の算定は診療所によって異なります。以下に一つの例を示します。

例 1) 70 歳以上 1 割負担

週1回の訪問診療と週3回の訪問介護を利用した場合

<機能強化型在宅療養支援診療所(病床なし)>

在宅がん医療総合診療料(処方箋を発行する週) 在宅がん医療総合診療料(処方箋を発行しない週) 1.650 円 / 日× 14 日

1,850 円 / 日× 16 日

1ヶ月の合計

52,700円/月

ただし、自己負担限度額を超えるため通常の収入であれば、実際に払う金額は 12,000 円 / 月と なります。別途、介護保険の費用(500~1,000円/月程度)や交通費(診療所によって異なる) がかかることがあります。

例 2) 70 歳未満 3 割負担

週1回の訪問診療と週3回の訪問介護を利用した場合

<機能強化型在宅療養支援診療所(病床なし)>

在宅がん医療総合診療料(処方箋を発行する週)

4,950 円 / 日× 14 日

在宅がん医療総合診療料(処方箋を発行しない週)

5,550円/日×16日

1ヶ月の合計

158,100円/月

ただし、自己負担限度額を超えるため通常の収入であれば、実際に払う金額は80,100円+ α / 月となります。(+α分は総額医療費によって異なり、5,000円前後の上乗せがあります。)別途、 介護保険の費用(500~1,000円/月程度)や交通費(診療所によって異なる)がかかることが あります。

在宅緩和ケアを行っている診療所で はほとんど診療開始前にご家族との面 談を実施しております。実際の費用に ついては面談時に担当者にお問い合わ せください。

17

17-18



介護保険

介護保険は病気の種類に関係なく以下の場合に受けることができます。

- 1. 介護が必要な65歳以上の患者さん
- 2. 40歳から64歳までの「末期がん」と診断されている患者さん

末期がんというと抵抗があるかもしれません。病状が進み生活に何らかの支障が出てきたら、地 域での公的なサービスを受けることができるという程度に考えたらどうでしょうか。

様々な介護サービスを利用する場合に、ご自宅にヘルパーや看護師などが入ってくることに抵抗 感があるかもしれません。しかし、制度を上手に利用することは、療養生活をよりよいものにする ことにつながります。

話を聞いてみるだけのつもりでかまいませんので、各医療機関の医療ソーシャルワーカーやがん 診療連携拠点病院の相談支援センターにおたずねください。

申請から制度利用までの流れは以下の通りです。

- ①ご本人か代行者(ご本人の家族、指定居宅介護支援事業者*1等)がお住まいの市町村の窓口 に申請書を提出します。
- ②市町村が派遣する調査員がご自宅などを訪問し、どの程度介護を必要とする状態かを患者さん にお目にかかって確認します。
- ③②の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会において審査・判定が行われます。
- ④申請日から30日以内に、申請者(ご本人やご家族など)に結果が通知されます。

要介護度によって、利用できるサービス内容や1割の自己負担で利用できる月ごとの給付費の上 限が決められます。在宅でサービスを受ける場合、ケアプランが必要ですが、指定居宅介護支援事 業者に所属するケアマネジャー*2に依頼することもできます。

- * 1 指定居宅介護支援事業者: 都道府県から指定を受け介護用品(介護用ベッドなどの物品)の準備やヘルパーの 手配などの介護保険に関するサービスを行う事業者のこと。
- *2ケアマネジャー(介護支援専門員):介護を必要とする人の状況に合わせたサービスが利用できるように、相 談やアドバイスをし、ケアプラン(介護サービス計画)を立て、市町村や居宅サービス事業者等との連絡や調 整を行う。なお、速やかなサービスを提供するために、患者や家族及び医師と充分なコミュニケーションを図り、 連携をとることが重要となっている。

その他のサービス

ケアマネジャーは、ご本人・ご家族の状況や希望に合わせ、サービスを調整します。介護保険の申請をすると同時にケアマネジャーを決め、認定結果が出る前からサービスを利用することができます。

介護休業(介護休暇)

病気、身体や精神の障害によって、2週間以上の介護を必要としているご家族がいる労働者は、介護休業(3ヶ月以内)を取ることができます(育児・介護休業法)。また、休業期間中は40%の賃金が介護休業給付として支払われます(雇用保険法)。また、短時間勤務やフレックスタイム制度を導入し、時間外勤務や深夜業については配慮をするよう規定されています。

<最後に>

緩和ケアは、患者さんとご家族の身体と心のつらさを少しでも和らげて、"その人らしく"過ごせるように、お手伝いします。どうか、患者さんやご家族がつらいと思った時、困った時に緩和ケアがあることを思い出して、いつでもご相談ください。

全国からの相談を受けています

- 国立がん研究センター中央病院 相談支援センター 電話 03-3547-5293
- 国立がん研究センター東病院 患者・家族支援相談室 電話 04-7134-6932

がん情報サービス ホームページ http://ganjoho.jp/

あとがき

平成19年4月に、「がん対策基本法」が施行され、これに基づき「がん対策推進基本計画」が19年6月に策定されて以来、重点的に取り組むべき課題の一つとして、治療の初期段階からの緩和ケアの実施が掲げられています。この5年間にがん診療に携わる医師に対して緩和ケアの基本的な研修を実施し、すでに3万人を超える医師が研修を修了しています。

地域においては、がん医療の中心となるがん診療連携拠点病院 に緩和ケアチームが設置され、外来においても適切な緩和ケアを 提供できる体制が整備されています。

本年「がん対策推進基本計画」は見直され、がんと診断された ときから患者とその家族が、精神心理的苦痛に対する心のケアを 含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア提供体制を より充実させることが掲げられました。

身体的な苦痛や気持ちのつらさに対して適切な緩和ケアが提供されるためには、まず患者さん、ご家族が自らのつらさについて主治医、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等に語ることが出発点となります。遠慮なさらずに、皆様の近くにいる医療従事者にまずご相談下さい。

緩和ケアは、患者さんの要望に応じて行われるものです。多くの医療従事者が手を携えて患者さん、ご家族を支えていくことが必要です。

本書は、そのような気持ちで、がん医療に携わっているチームによって作られました。皆様のつらさや心配の軽減のための一助となれば幸いです。

がん基幹医療施設及び全国がん(成人病)センター協議会施設一覧表

北海道·東北			
(独)国立病院機構北海道がんセンター	〒003-0804	札幌市白石区菊水4条2-3-54	☎011-811-9111
青森県立中央病院	〒030-8553	青森市東造道2-1-1	☎ 017-726-8111
岩手県立中央病院	〒020-0066	盛岡市上田1-4-1	☎019-653-1151
宮城県立がんセンター	〒981-1293	名取市愛島塩手字野田山47-1	☎022-384-3151
山形県立中央病院	〒990-2292	山形市大字青柳1800	☎023-685-2626
関東			
茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター	〒309-1793	笠間市鯉淵6528	☎0296-77-1121
栃木県立がんセンター	〒320-0834	宇都宮市陽南4-9-13	☎ 028-658-5151
群馬県立がんセンター	〒373-8550	太田市高林西町617-1	☎ 0276-38-0771
埼玉県立がんセンター	〒362-0806	北足立郡伊奈町大字小室818	☎048-722-1111
千葉県がんセンター	〒260-8717	千葉市中央区仁戸名町666-2	☎043-264-5431
(独)国立がん研究センター東病院	₹277-8577	柏市柏の葉6-5-1	☎ 04-7133-1111
(独)国立がん研究センター中央病院	〒104-0045	中央区築地5-1-1	☎03-3542-2511
公益財団法人がん研究会有明病院	〒135-8550	江東区有明3-10-6	☎03-3520-0111
東京都立駒込病院	〒113-8677	文京区本駒込3-18-22	☎03-3823-2101
神奈川県立がんセンター	〒241-0815	横浜市旭区中尾1-1-2	☎ 045-391-5761
中部•近畿			
新潟県立がんセンター新潟病院	〒951-8566	新潟市中央区川岸町2-15-3	☎025-266-5111
富山県立中央病院	〒930-8550	富山市西長江2-2-78	☎ 076-424-1531
石川県立中央病院	〒920-8530	金沢市鞍月東2-1	☎076-237-8211
静岡県立静岡がんセンター	〒411-8777	駿東郡長泉町下長窪1007	☎ 055-989-5222
福井県立病院	〒910-8526	福井市四ツ井2-8-1	☎0776-54-5151
愛知県がんセンター	〒464-8681	名古屋市千種区鹿子殿1-1	☎052-762-6111
(独)国立病院機構名古屋医療センター	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-1-1	☎052-951-1111
滋賀県立成人病センター	〒524-8524	守山市守山5-4-30	☎077-582-5031
大阪府立成人病センター	〒537-8511	大阪市東成区中道1-3-3	☎06-6972-1181
(独)国立病院機構大阪医療センター	〒540-0006	大阪市中央区法円坂2-1-14	☎ 06-6942-1331
兵庫県立がんセンター	〒673-8558	明石市北王子町13-70	☎078-929-1151
中四国・九州			
(独)国立病院機構呉医療センター・中国がんセンター	〒737-0023	吳市青山町3-1	☎0823-22-3111
山口県立総合医療センター	〒747-8511	防府市大字大崎77	☎0835-22-4411
(独)国立病院機構四国がんセンター	〒791-0280	松山市南梅本町甲160	☎089-999-1111
(独)国立病院機構九州がんセンター	〒811-1395	福岡市南区野多目3-1-1	☎092-541-3231
大分県立病院	〒870-8511	大分市大字豊饒476	☎097-546-7111

がん基幹医療施設及び全国がん(成人病)センター協議会に属しているこれらの施設は、がんの専門医を多数擁して、がんの診断と治療に積極的に取り組んでいます。

全国のがん診療連携拠点病院と相談支援センター

がん診療連携拠点病院

全国どこにお住まいでも質の高いがん医療が受けられるように、厚生労働大臣が指定した病院で、地域のがん診療の中心となる施設です。がん診療連携拠点病院は、専門的な知識と技能を持った医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、放射線技師などがそろっていて、手術、抗がん剤治療、放射線治療の体制が一定の基準を満たしていること、複数の診療科による協力体制が整っていること、緩和ケアが提供できることなどが条件となります。さらに、セカンドオピニオンが提供できること、地域の病院や診療所との連携体制が整っていること、相談支援センターが設置され、相談に応じていること、がんの患者さんに関するデータ管理(院内がん登録)を行っていることなども条件になっています。

相談支援センター

患者さんやご家族あるいは地域の方々からの、がんに関する相談を無料で受ける窓口です。がん診療連携拠点病院で診療を受けていない方や他のがん診療連携拠点病院で診療を受けている方々のご相談もお受けしています。診断や治療の判断をすることはできませんが、どの病院や診療科を受診したらいいのかわからない、がんが疑われるといわれて不安でたまらない、医療費はいくらかかるのか知りたいなど、がんに関するどんな相談にもお答えします。ご相談は、相談支援センターで直接お会いする方法と電話をかけていただく方法があります。予約が必要な施設もありますので、あらかじめ電話でご確認ください。

国立がん研究センターがん対策情報センターが作成しているパンフレットについては 国立がん研究センターがん対策情報サービス ganjoho.jp をご覧ください。





がん研究振興財団では、広く皆様からのご寄付(ご芳志)をお受けしております。皆さまのあたたかいお気持ちががん撲滅の実現へ進む原動力となります。

この浄財は様々な研究やイベント、広報活動に役立てられています。

● 少額から寄付できます

○ 当財団への寄付金については税制上の優遇措置が適用されます

● 所得税、法人税及び相続税の寄付金控除が受けられます

税制上の点及び寄付金控除等のことについては、ご相談下さい。(TEL 03-3543-0332)

編集責任者: 木下寛也 国立がん研究センター東病院 緩和医療科 科長

編集協力者:松本禎久 古賀友之 關本翌子 坂本はと恵 発 行:公益財団法人 がん研究振興財団 〒104-0045 東京都中央区築地5丁目1-1 国際研究交流会館内

TEL. (03)3543-0332 FAX. (03)3546-7826 ホームページ http://www.fpcr.or.jp/

本パンフレットからの無断転載・複製は固くお断りします。

21

21-22